

## おおいたグリーン事業者認証制度認証ロゴマーク取扱要領

### (目的)

第1条 「おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱」(以下「要綱」という。)第13条に規定する「おおいたグリーン事業者認証制度認証ロゴマーク」(以下「認証ロゴマーク」という。)の適正な使用を確保するためこの取扱要領を定める。

### (デザイン等)

第2条 認証ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

2 認証ロゴマークの使用者(以下「使用者」という。)は、認証ロゴマークをみだりに改変して使用してはならない。

### (認証ロゴマークの交付)

第3条 知事は、要綱第1条に規定する認証事業者(以下同じ。)に認証ロゴマークを交付する。

### (使用範囲)

第4条 認証事業者は、次の各号に掲げるものに認証ロゴマークを使用することができる。

- (1) 認証事業者の事業所に表示する場合
- (2) 認証事業者が製造した製品に表示する場合
- (3) 認証事業者が使用する配送車両、運搬容器に表示する場合
- (4) 認証事業者のホームページ、パンフレット、名刺に表示する場合
- (5) その他知事が適当と認める場合

2 前項第3号から第5号により使用する場合にあっては、認証事業者の名称を併記しなければならない。

3 認証事業者でない者は認証ロゴマークを使用することはできない。

### (使用料)

第5条 認証ロゴマークの使用料は無償とする。

### (使用の停止)

第6条 認証事業者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに認証ロゴマークの使用を停止しなければならない。

- (1) 要綱第11条の規定により認証を辞退した場合
- (2) 要綱第12条の規定により認証を取り消された場合
- (3) その他知事が認証ロゴマークの使用を適当でないとき。

(適正な使用)

第7条 使用者は、認証ロゴマークの使用の状況を常に把握するものとする。

2 使用者は、消費者に誤解を与えるような方法により使用してはならない。

3 知事は、使用者に対し、認証ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は調査することができる。

4 知事は、使用者が認証ロゴマークを適正に使用していないと認められる場合は、改善を指示することができる。

5 知事は、使用者が前項の規定による指示に従わない場合は、認証ロゴマークの使用の中止を命ずることができる。

附 則

この要領は、令和5年8月22日から施行する。

(別紙)

1 ロゴマーク【共通】



**おおいたグリーン事業者  
認証制度**



**おおいたグリーン事業者  
認証制度**

(別紙)

2 ロゴマーク【脱炭素部門】



おおいたグリーン事業者  
認証制度



おおいたグリーン事業者  
認証制度

(別紙)

3 ロゴマーク【脱プラスチック部門】



おおいたグリーン事業者  
認証制度



おおいたグリーン事業者  
認証制度

(別紙)

4 ロゴタイプ

**おおいたグリーン事業者認証制度**

**おおいたグリーン事業者認証制度**

**おおいたグリーン事業者認証制度**